

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費 税

★ 適格請求書登録番号の確認

Q. 売り手からインボイスを受領した場合、登録番号が正しいか確認する必要がありますか？

A. 原則として確認する必要があります。

得意先等からインボイスを受領した場合は、原則として、その番号が有効かどうかを事業者において確認しなければなりません。

ただし、全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等を判断することとなります。

たとえば、新規取引先と取引する場合は、確認する必要がありますが、継続的に取引がある取引先については一度確認したら、その都度確認する必要はないという具合です。

なお、少額特例の適用を受ける事業者や、簡易課税制度や2割特例を選択する者については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、確認作業は不要になります。

適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号を検索するなどの方法により確認することができます。

登録番号の構成は、次のとおりです。

- ① 法人番号を有する課税事業者
「T」(ローマ字)+法人番号(数字13桁)
- ② ①以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)
「T」(ローマ字)+数字13桁

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

★ 消費税2割特例の計算方法

Q. 10月からインボイス発行事業者になりました。2割特例を受けたいと思いますが、どのように計算するのですか？

A. 消費税の2割特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入控除税額の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とする特例です。

特例対象となるのは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者で、一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用することができます。税額の計算は次のようにします。

売上・収入×10/110(注)×0.2=納税額

(注)飲食料品の売上げや収入は8/108です。

売上や収入は、事業に係るもののほか、事業用の不用品(パソコンなど)の売却収入なども含まれ、飲食料品の売上や収入がある場合は、区分する必要があります。

[2割特例\(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置\)の概要 | 国税庁\(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/invoice_setsumeikai/pdf/08230803.pdf)

https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/invoice_setsumeikai/pdf/08230803.pdf

法人税法

★ 一人当たり5,000円以下の接待飲食費

Q. 10月1日以後、一人当たり5,000円以下の接待飲食費の取扱いが変わるとか。どのようになるのですか？

A. インボイスの導入で、次のようになります。

税務上、得意先等の接待飲食費で一人当たり5,000円以下のものは、交際費等に含めなくてよいこととなっており、5,000円以下かどうかは事業者が税抜か税込かで異なり、税抜経理の場合は税抜金額で判定することになります。

10月1日以後は、インボイス制度の導入により、インボイス発行事業者である飲食店で飲食を行う場合はこれまでと変わりはありませんが、インボイス制度発行事業者でない飲食店で飲食を行う場合は、領収書に消費税額が記載されていたとしても、それを本体価格に含めたところで判定しなければなりませんので、注意が必要です。

ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までに行ったものは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までに行ったものは50%を仕入税額控除の対象とすることができるとされていることから、その間については、仕入税額控除の対象とならない部分の金額を本体価格に含めて判定することになります。

具体的には、令和8年9月30日までは税込5,393円(税抜4,902円)、令和11年9月30日までは税込5,239円(税抜4,762円)、それ以後は税込5,000円(税抜4,545円)がボーダー金額になります。

★ 決算賞与

Q. 今期はコロナの影響もなく、会社に利益が上がりそうなので、社員に決算賞与を出そうと思っています。決算は今月末ですが、支給は来月にしようと思っています。注意することはありますか？

A. 次の点に注意してください。

法人税では、使用人に支給する決算賞与の額は、①その支払をした日の属する事業年

度、②次の要件のすべてを満たす場合は使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度の損金の額に算入するとしています。

イ. その支給額を、各人別に、かつ、**同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること**

(注1) 法人が支給日に在職する使用人のみに 賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません。

ロ. イの通知をした金額を通知したすべての **使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること**

ハ. その支給額につき (イ) の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

当局は債務確定主義をとっていますので、すべての使用人に支給金額を通知して債務が確定したと認識していますので、支給金額の通知がなければ債務確定と認めない事例があります。

したがって、お尋ねは、支給を決算の翌月にするということですので、上記要件を満たせば、賞与の額を今期の損金の額に算入することが認められます。

所得税法

★ 不動産の貸付けが事業かどうかによる違い

Q. 不動産の貸付けが事業として行われている(5棟10室基準)かどうかによって取扱いが違うとのことですが、どのように違うのですか?

A. 次のような違いがあります。

- ① 賃貸用固定資産の取壊し、除却などの資産損失については、不動産の貸付けが事業として行われている場合は、その全額を必要経費に算入しますが、それ以外の場合は、その年分の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入されます。
- ② 賃貸料等の回収不能による貸倒損失については、不動産貸付けが事業として行われている場合は、回収不能となった年分の必要経費に算入しますが、それ以外の場合は、収入に計上した年分までさかのぼって、その回収不能に対応する所得がなかったものとして、所得金額の計算をやり直します。
- ③ 青色申告の事業専従者給与または白色申告の事業専従者控除については、不動産貸付けが事業として行われている場合は適用がありますが、それ以外の場合には適用がありません。
- ④ 青色申告特別控除については、不動産貸付けが事業として行われている場合、正規の簿記の原則による記帳をおこなうなどの一定の要件を満たすことにより最高55万円(電子帳簿保存またはe-Taxによる電子申告を行っている場合は、65万円)の控除を受けることができます。

青色申告特別控除の不動産貸付が事業所得でない不動産所得の場合は最高10万円の控除になります。

[事業としての不動産貸付けとそれ以外の不動産貸付けとの区分 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[青色申告特別控除 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)